

河原地域振興未来会議資料	
令和7年10月31日	
担当課	選挙管理委員会事務局
電話	(直通)0857-30-8477

支所管内における期日前投票所の投票期間の見直し（案）

1 現状の投票期間

本市の期日前投票所は、選挙期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙期日の前日までの間、設けています。

ただし、支所管内の期日前投票所は、統一地方選挙として執行されている鳥取県知事及び鳥取県議会議員選挙に限り、選挙期間の短い鳥取県議会議員選挙の告示があった日の翌日から設け、期間を短縮しています。

※イオンモール鳥取北及び鳥取大学、鳥取環境大学は別に指定した期間

2 現状の利用実績

（1）全般

- ・期日前投票所の利用者数が多くなっています。
- ・いずれの選挙においても、期日前投票期間の終盤に投票者数が多くなっています。

（2）支所管内

- ・選挙期間の長い国政選挙では、序盤の利用者数が限られ、時間当たりの利用者数が極端に少ない場合があります

参議院議員通常選挙(R7.7.20)における河原支所の時間別投票状況(人)

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	計
R07.07.04	8	3	0	2	9	2	0	1	6	4	0	35
R07.07.05	15	9	6	6	0	1	1	3	2	2	0	45
R07.07.06	10	2	7	0	6	9	6	3	0	6	0	49
R07.07.07	11	9	14	0	3	11	3	2	0	2	0	55
R07.07.08	12	9	4	4	2	6	2	4	4	1	1	49
R07.07.09	9	12	9	3	6	0	4	8	4	3	2	60
R07.07.10	12	9	6	7	1	7	3	6	5	1	5	62
R07.07.11	16	23	15	2	4	13	10	3	4	0	3	93
R07.07.12	9	3	17	10	8	15	7	13	10	2	1	95
R07.07.13	18	25	21	3	7	8	6	13	10	2	2	115
R07.07.14	17	18	19	7	23	11	11	3	5	5	0	119
R07.07.15	28	10	6	6	12	10	8	4	9	7	1	101
R07.07.16	21	15	16	4	21	7	8	11	9	3	6	121
R07.07.17	20	27	19	5	8	14	8	19	5	19	8	152
R07.07.18	15	14	15	4	20	15	8	15	13	11	19	149
R07.07.19	38	27	23	19	25	38	18	16	21	18	16	259

3 見直しに当たっての制度上の制限

期日前投票所は、一の期日前投票所を除き、市選挙管理委員会の指定した期間に設けることが法に規定されています。

このため、市役所本庁舎の期日前投票所を法に規定された期間に設けることで、支所管内の期日前投票所の投票期間については、市選挙管理委員会が指定する限りにおいて見直すことができます。

4 具体的な見直し案

支所管内における期日前投票所の利用状況を踏まえ、衆議院議員及び参議院議員の国政選挙においては、鳥取県議会議員選挙と同じ土・日を含む選挙期日前8日間を投票期間とします。

	期日前投票の設置期間								選挙期日
	16日前 金	～	11日前 水	～	8日前 土	7日前 日	～	1日前 土	
衆議院議員			3日短縮		支所管内の期日前投票期間				
参議院議員	8日短縮			(見直し後)					

※県及び市の選挙では、期間の見直しは行いません。

5 選挙人への影響とその対応

支所管内の期日前投票所の投票期間の見直しに伴い、投票できる期間が短縮されます。

このため、支所だよりはもとより市報や市ウェブサイトにより、期日前投票所の投票期間を周知します。

6 主な効果

- ・1時間当たり投票者数ゼロ人となるような閑散とした環境が見直されます。
- ・1投票所あたり 64,744 円/日の人件費（投票管理者、立会人及び事務従事者2人）の減が見込まれます。（上記条件試算による各選挙での効果額）

衆議院議員総選挙 1,553,856 円の減

参議院議員通常選挙 4,143,616 円の減

7 意見交換等のスケジュール

9月 選挙管理委員会

10月 地域振興未来会議または自治会役員会

12月 選挙管理委員会

8 施行予定日

令和10年7月執行予定の第28回参議院議員通常選挙から施行します。

資料 2

地域の課題解決への 取り組みについて

1. 地域の課題について

「第3回地域振興未来会議」 8月25日（月）

5地区公民館の課題



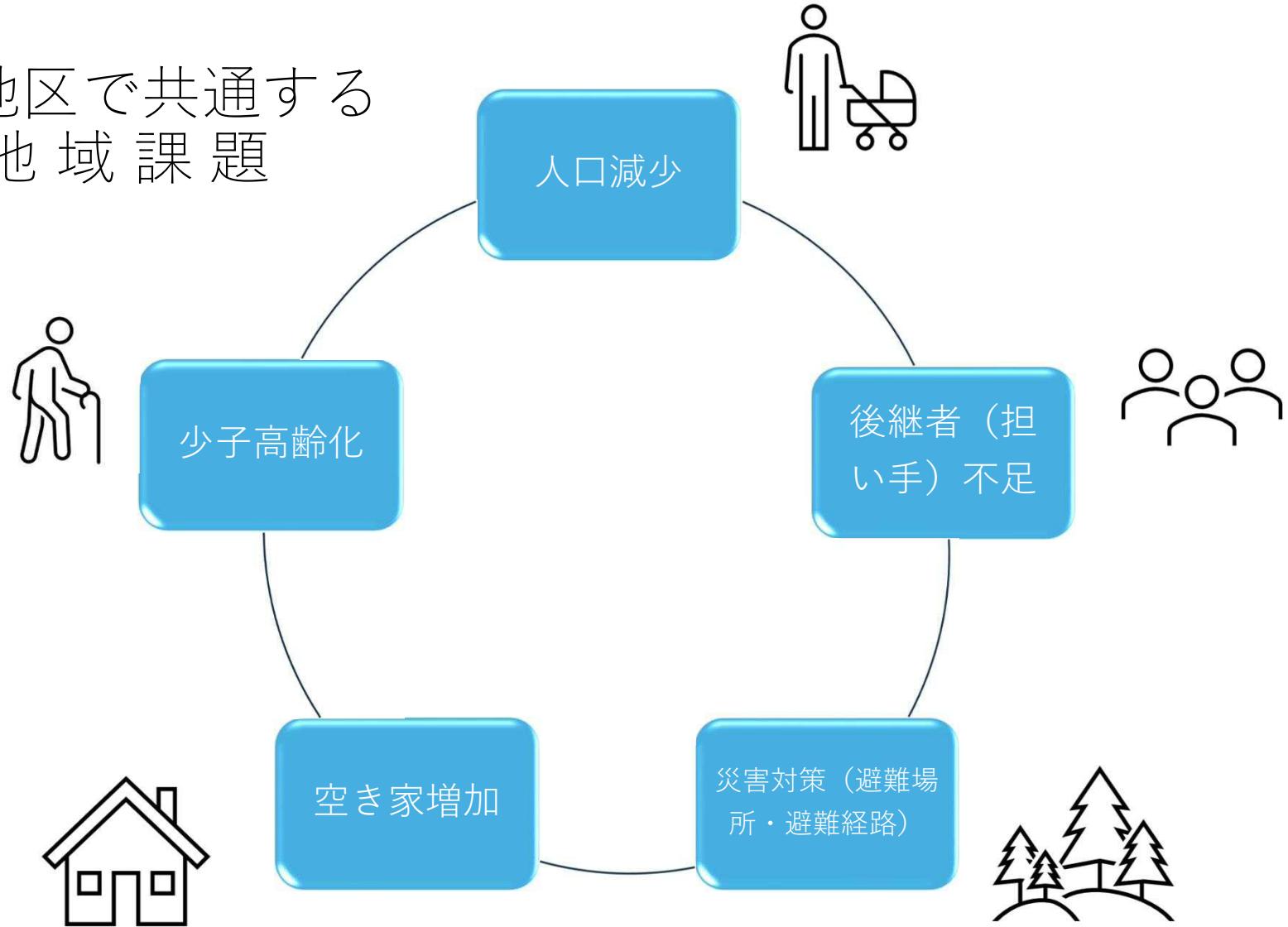
作成：西郷地区公民館

河原地域振興未来会議資料

八上地区の地域課題

八上地区公民館

5 地区で共通する 地 域 課 題



2. 現在の取り組みについて

空き家対策



目標 【めざす将来像】	令和7年度
	実施計画
①ふるさと・いなか回帰の促進 地域プロジェクトマネージャーを配置し、町内各地域もしくは、町全体で組織する空き家管理運営団体を設置し、移住定住者の受け皿づくりや店舗等に活用可能な空き家の掘り起こしや管理等を行っていく等町内の空き家対策を進めていく。	活用可能な空家のリストアップ。 各地区で、課題提示やヒアリングによる問題意識の醸成や地域の迷惑空家への課題解決の方向性を示す。 利活用化の空き家については、空家バンク等登録の働きかけ。
②学校統合のあり方検討 保護者をはじめ地域住民の意向を吸い上げ、地域活性化や子どもの健全育成につながる小・中学校のありかたについて一定の方向性を出す。	河原地域として一定の方向性をまとめ、未来会議・自治会・保護者会連名での要望書(協議書)を取りまとめて教育委員会に提出する。
新規 の利 検討	

令和6年6月プロジェクトマネージャー設置

新施設の完成及び既施設跡地に駐車場を整備する

地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組む**ことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「**ブリッジ人材**」について、「**地域プロジェクトマネージャー**」として任用する制度を令和3年度に創設。
- 令和6年度には、104市町村において114名の地域プロジェクトマネージャーが活躍。

イメージ

★ブリッジ人材が不在だと…

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実があがらない状態に

★地域プロマネ任用により…

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に成果につなげる！

制度概要

★人物像

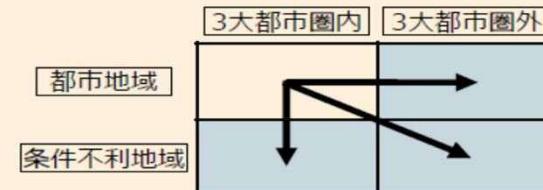
- ・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの報償費等を対象に、680万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊経験者や地域活性化起業人経験者を任用する場合には移住は求めない



地域おこし協力隊と地域プロジェクトマネージャーの違い

項目	地域おこし協力隊	地域プロジェクトマネージャー
目的	都市部からの移住・定住促進と 地域おこしへの人材確保	地域に不足する専門人材の確保、基幹 プロジェクトの推進
主な役割	地域での生活を通じた地域活性化活動全般（地域ブランド開発、農林水産業への従事など）	地方自治体の重要プロジェクトの管理・調整・推進
対象人材	過疎地域等に移住を伴う都市部の住民	専門性やキャリアのある人材が対象、 協力隊OB・OGの再雇用も可
制度開始年	2009年度	2021年度

地域プロジェクトマネージャーの業務

【活動内容】

「河原地域の空き家総合対策」

「いなば西郷工芸の郷事業の活性化」

【業務内容】

①河原地域の空き家総合対策

- ・空き家の詳細な実態把握及び意識啓発
- ・関係機関との連携・調整並びに関係者との橋渡し等
- ・危険家屋の発生を抑制する仕組みづくりの検討 など

②いなば西郷工芸の郷事業の活性化

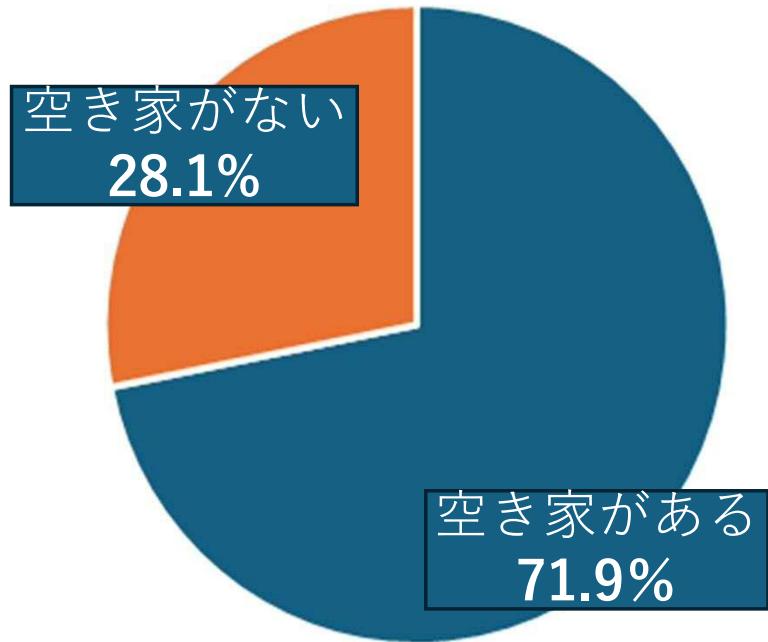
- ・市内の各機関と連携しいなば西郷工芸の郷の新たな魅力の発掘
- ・西郷工芸祭りをはじめとしたイベントのサポート、企画、立案、調整
- ・SNS等を活用した地域情報の発信 など

令和6年度取組経過

- R6.6 空き家連絡会議を開催し情報共有
- R6.7 自治会長へのアンケート
- R6.7 市内各空き家運営団体との情報交換
- R6.7 チラシ配布（全戸）
- R6.8～9 鳥取市全域を対象とした空家実態調査(R5)をもとに
実態把握（A,D,Eランク実地調査）
- R6.12 チラシ配布（全戸）
- R7.1～2 各地区自治会長会で説明
- R7.3 空き家連絡会議を開催し情報共有
- 隨時 現地調査、本庁との連携（建築指導課、地域振興課）

部落長アンケート（令和6年7月実施）

●アンケート集計概要



65自治会中49自治会へ配布(※西郷地区除く)

32自治会より回答（回答率65.3%）

うち 空き家がある 23自治会・・Ⓐ

空き家がない 9自治会

Ⓐのうち、使える空き家がある 6自治会
2自治会で各1件ずつ売却された

Ⓐのうち、困ったことがある 13自治会
・・（樹木の繁茂、害獣、見通し不良、通学路への落瓦等）
6自治会については、現地に出向き、自治会の人と一緒に現地確認を行った。うち1件は家主との連絡がつき草刈り等を実施し改善に繋がった。

令和7年度取組経過

R7.4～チラシ配布

R7.6～各地区での相談会開催

(各地区ごと及び老人福祉センターで毎月1回)

R7.8 地区公民館連絡会での報告

R7.8 空き家に関する動画放映会開催（コミュニティセンター9日間）

R7.9 先行事例の聞き取り（用瀬、明治）

隨時 現地確認、本庁との連携（建築指導課、地域振興課）

鳥取市の支援制度

○空き家の除去について

●鳥取市空家等除去事業（特定空き家・不良空き家の除却）

除却費用の1/2（上限60万円）および残置物処分費の1/2（上限20万円）

○空き家の利活用について

●U.I.Jターン者住宅利活用推進事業（鳥取市の地域団体分の空き家バンクに登録された住宅の改修等）

改修・残置物処分費用の50/100（上限40万円）

●鳥取市空き家利活用団体支援事業補助金（空き家バンク登録物件の内覧のための清掃費や残置物処分費）

清掃・維持管理に必要な補修・残置物処分 10/10（上限 60万/団体かつ30万/戸）

今後について

- ・空き家問題の意識醸成を図る必要があるため、未来会議の場で委員の皆様方とともに方策を検討しながら、会議を進めてまいります。
- ・地元地域、会議等において、周知や意識啓発をお願いします。
- ・利活用可能な空き家の情報提供をお願いします。
- ・住民に身近な組織であるまちづくり協議会との連携も不可欠です。



今後とも委員の皆様、地域の皆様と協働して
空き家対策を進めてまいります。